

尾張旭市野良猫避妊等手術費補助金交付要綱

尾張旭市猫避妊等手術費補助金交付要綱（令和５年４月１日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この要綱は、尾張旭市補助金等交付規則（平成９年規則第１５号）に定めるもののほか、野良猫避妊等手術費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条 この補助金は、第４条に規定する事業に助成を行うことにより、野良猫の増加を防止し、市民の快適な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第３条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 野良猫 特定の所有者が存在しない猫
- (2) 耳先カット 避妊又は去勢手術を実施済みであることが判別できるように、猫の片方の耳（オス猫は右耳、メス猫は左耳）の先端をＶ字に切り取る処置

（補助対象事業）

第４条 補助金の対象となる事業（以下「事業」という。）は、野良猫の増加を防止するために実施する、野良猫の避妊又は去勢手術（耳先カットを含む。）に係るものとする。

（交付対象者）

第５条 この補助金の交付対象者は、野良猫に対し、獣医師による避妊又は去勢手術を実施した者で、市内に住所を有する者とする。ただし、営利目的の者（第一種動物取扱業の登録を受けた者等）を除く。

（補助対象経費）

第６条 この補助金の補助対象経費（以下「経費」という。）は、獣医師により第４条の事業に掲げる手術に要した費用とする。

（補助金の額）

第７条 補助金の額は、経費に相当する額とする。ただし、１匹につき、雌は８，０００円、雄は４，０００円を上限とし、予算の範囲内において交付するものとする。

（申請及び請求）

第８条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書兼請求書（第１号様式）に、獣医師が発行した事業の内容が記載された領収書（耳先カッ

ト済みである旨を記載すること）を添えて、手術を行った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第9条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、速やかに通知しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、補助金交付決定後、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請により補助金を受けたとき、その他市長が不適当と認めた事態が生じたときは、補助金の交付決定を取り消すとともに補助金の返還を求めることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日までの間に見直しを行うものとする。

（経過措置）

- 3 令和7年1月1日から令和7年3月31日までに飼い猫の避妊等手術を行った市内に住所を有する者が申請する補助金の交付については、なお従前の例による。

第1号様式（第8条関係）

補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

尾張旭市長 殿

〒

申請者 住所

氏名

電話

野良猫避妊等手術費補助金を受けたいので、尾張旭市野良猫避妊等手術費補助金交付要綱第8条の規定により、領収書を添えて申請します。

なお、補助金の交付が決定されたときは、次の口座に振り込んでください。

1 対象となる猫

手術の種類	毛色	手術実施年月日
避妊・去勢		
避妊・去勢		
避妊・去勢		
避妊・去勢		
避妊・去勢		

2 交付申請額

円

3 振込口座

金融機関名	銀行・金庫・農協		本店・支店・支所
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

第 2 号様式（第 9 条関係）

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

令和 年 月 日付けで申請のありました野良猫避妊等手術費補助金
について、尾張旭市野良猫避妊等手術費補助金交付要綱第 9 条の規定により、
次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 手術の内容

手術の種類	毛色
避妊・去勢	
避妊・去勢	
避妊・去勢	
避妊・去勢	
避妊・去勢	